

令和元年 7月 1日

各 位

三原市プレミアム付商品券事業実行委員会  
(三原市 三原商工会議所 三原臨空商工会)

### 三原市プレミアム付商品券の取扱加盟店の募集について（ご案内）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より、三原市プレミアム付商品券事業実行委員会の事業運営につきましては、格別のご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の日本経済は景気回復基調にあるものの、地域内消費の外部流出に歯止めがかからず、中小・小規模事業者にとって非常に厳しい状況が続いております。

このような状況の中、ご承知の事とは存じますが、令和元年10月から引き上げられる消費税及び地方消費税にともなう、住民税非課税世帯（扶養親族を除く）・子育て世帯（3歳6カ月未満）の消費に与える影響を緩和すると共に、地域における消費の下支えのため、プレミアム付商品券が発行されます。

つきましては、プレミアム付商品券取扱加盟店を下記のとおり、募集いたします。登録希望の方は、別紙「三原市プレミアム付商品券事業実施要項」をご確認の上、「三原市プレミアム付商品券取扱加盟店登録申込書」に必要事項をご記入の上、期日までに指定の申込先へご応募ください。

本事業は三原市内に最大5億5千万円強の商品券の流通が見込まれます。事業者の皆様におかれましては本商品券事業が一つのビジネスチャンスとして、この機会に是非ご登録下さいますようご案内申し上げます。

#### 記

- 1、申込期間：令和元年7月1日（月）～令和元年7月31日（水）
- 2、申 込 先：三原商工会議所・三原臨空商工会  
(※いずれか一方での申込で取扱加盟店となります。)
- 3、登録資格：市内に事業所を有する全ての事業者を対象  
ただし、次のいずれかに該当する業務を行う事業者は登録できません。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、また暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの
  - (2) 風俗業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行うもの
  - (3) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの
- 4、そ の 他
  - ①申込期間を過ぎての加盟店登録も可能ですが、11月以降、印刷物の更新はいたしません。ホームページのみ更新いたしますので、予めご了承ください。
  - ②支店等、複数店舗を有する事業所は各支店での登録をお願い致します。

以上

三原市プレミアム付商品券事業実施要項

1. 目的	消費税・地方消費税の10%への引上げが、住民税非課税世帯・3歳6か月未満の子どもがいる世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、市内における消費喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券を発行・販売し、地域経済の活性化を図る。
2. 商品券名	三原市プレミアム付商品券
3. 事業主体	三原市プレミアム付商品券事業実行委員会
4. 発行総額	555,000,000円（内プレミアム分111,000,000円）
5. 発行券	1冊5,000円（1枚500円の商品券が10枚綴り）分の商品券を4,000円にて販売（注意：対象者に対して1人あたり5冊まで購入可能）
6. 発行枚数	111,000冊
7. 対象者	住民税非課税世帯（扶養親族を除く）及び3歳6か月未満（2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれ）の子どもがいる世帯
8. スケジュール	<p>①加盟店募集期間：令和元年7月1日（月）～令和元年7月31日（水）          ※同封の加盟店登録用紙にて必要事項を記入頂き申し込み下さい。          ※募集期間を過ぎての登録も可能ですが、加盟店一覧への掲載が遅れることがあります。予めご了承ください。</p> <p>②購入対象者：住民税非課税世帯は三原市社会福祉課が対象者に対して購入希望申請書を送付し（子育て世帯は引換券を直送）、順次受付</p> <p>③加盟店説明会：【第1回】日時：令和元年8月5日（月）10：00～          場所：三原臨空商工会 研修室          【第2回】日時：令和元年8月5日（月）14：00～          場所：三原臨空商工会 研修室          【第3回】日時：令和元年8月6日（火）10：00～          場所：三原商工会議所 大会議室          【第4回】日時：令和元年8月6日（火）18：00～          場所：三原商工会議所 大会議室</p> <p>④販売期間：令和元年10月1日（火）～令和2年1月31日（金）          ⑤利用期間：令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）          ⑥換金期間：令和元年10月1日（火）～令和2年3月13日（金）          ⑦換金申出先：三原商工会議所、三原臨空商工会（久井支所、大和支所含む）          （但し、各所とも平日限定。三原臨空商工会久井・大和支所は原則火曜日のみ開所）</p>
9. 販売場所	三原市内の郵便局27ヶ所 （但し、簡易郵便局は除く。販売時間は平日9：00～17：00）
10. 換金方法	<p>①毎月2回加盟店の登録口座に振込とし、15日及び末日を締日とした25日及び10日を支払日とする。</p> <p>②支払日が休みの場合は前日の営業日を支払日とする。</p> <p>③換金手数料は無料とする。</p> <p>④送金に係る手数料は実行委員会の負担とする。</p>

11. 取扱加盟店	<p>①市内に事業所を有し、加盟店申込を承認された全ての事業者（三原商工会議所または三原臨空商工会の会員・非会員は問いません）を対象とする。 ただし、次のいずれかに該当する業務を行う事業者を除く。</p> <p>（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、また暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの</p> <p>（２）風俗業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行うもの。</p> <p>（３）業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの。</p> <p>また、非会員は以下の書類を提出して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人：登記簿謄本・直近の申告書一面・貸借対照表・損益計算書（税務署受付印の有る法人税確定申告書、もしくは法人税確定申告書及びメール詳細）</li> <li>・個人：直近の確定申告書（青色決算書・収支内訳書・申告書）（税務署受付印の有る所得税確定申告書、もしくは所得税確定申告書及びメール詳細）</li> </ul>
12. 商品券の使用	<p>①使用できる範囲：取扱加盟店の一般的な商品・飲食・サービス全般に使えます。但し、次のものには利用できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、純金、プリペイドカード、電子マネーサービス等へのチャージなどの換金性の高いもの。</li> <li>・株式、先物、保険、宝くじなどの金融商品。</li> <li>・国や地方公共団体への支払い及び公共料金などの支払い。</li> <li>・たばこ。</li> <li>・その他の加盟店が特に指定するもの。</li> </ul> <p>②釣銭は出さないものとする。</p> <p>③第三者への転売・換金（釣銭の支払を含む）については行わないで下さい。 また、商品券利用可能店舗にも、商品券の第三者への転売等の防止にご協力下さい。</p>
13. その他	<p>①加盟店には加盟店証を配布いたしますので、店舗等の内外での掲示をお願いいたします。</p> <p>②登録加盟店の周知について、実行委員会ホームページへの掲載と印刷物による周知を実施いたします。11月以降、印刷物の更新はいたしません。ホームページのみ更新いたします。</p> <p>③商品券換金の際には必ず商品券裏面へ登録加盟店名を記載してください。（社判・ゴム印による押印可。但し担当者印のみの押印は不可）</p> <p>④商品券の取扱い前に加盟店登録をされていない事業所においては、換金をいたしません。必ず加盟店登録を済ませてから取扱いをしてください。</p>
14. 問合せ先	<p>○実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三原市プレミアム付商品券事業実行委員会事務局</li> </ul> <p>住所：三原市皆実4丁目8番1号（三原商工会議所内）</p> <p>電話：0848-62-6155</p> <p>URL：<a href="https://mihara-premium.com">https://mihara-premium.com</a></p>

○三原市プレミアム付商品券購入対象者問い合わせ

- ・三原市 経済部 商工振興課

住所：三原市港町3丁目5番1号（三原市役所 本庁舎3階）

電話：0848-67-6072

○加盟店登録・換金・各種問合せ先

- ・三原商工会議所

住所：三原市皆実4丁目8番1号

電話：0848-62-6155

- ・三原臨空商工会

住所：三原市本郷南6丁目3番26号

電話：0848-86-2238

- ・三原臨空商工会 久井支所（毎週火曜日のみ）

住所：三原市久井町和草615-1

電話：0847-32-6199

- ・三原臨空商工会 大和支所（毎週火曜日のみ）

住所：三原市大和町下徳良2186-12

電話：0847-33-0321

三原市プレミアム付商品券事業

「三原市プレミアム付商品券」取扱加盟店 登録申込書

(よみがな)			
店舗名(消費者に認識されている)			
住所	(〒 - )		
電話番号		FAX番号	
URL			
ご担当者			
説明会の参加	<input type="checkbox"/> 【第1回】日時：令和元年8月5日(月) 10:00～ 場所：三原臨空商工会 <input type="checkbox"/> 【第2回】日時：令和元年8月5日(月) 14:00～ 場所：三原臨空商工会 <input type="checkbox"/> 【第3回】日時：令和元年8月6日(火) 10:00～ 場所：三原商工会議所 <input type="checkbox"/> 【第4回】日時：令和元年8月6日(火) 18:00～ 場所：三原商工会議所 参加者数( )人 ※参加される時間帯に☑を入れてください。なお、いずれか1回の参加で結構です。 ※会場の都合上、1事業所につき上限2名とさせていただきます。		
換金清算用口座	金融機関名		本店 支店
	<input type="checkbox"/> 座番号	普通 当座	
	<input type="checkbox"/> 座名義		
独自協賛サービスの内容(※強制ではありません。) (例：お買い上げから5%割引、スピードくじあり、商品券5000円以上使用で粗品進呈など)			
会員・非会員	<input type="checkbox"/> 三原臨空商工会 <input type="checkbox"/> 三原商工会議所 <input type="checkbox"/> どちらでもない ※いずれかに☑を付けてください。		

上記内容で、「三原市プレミアム付商品券」取扱加盟店の登録を申請します。

送付先 三原市プレミアム付商品券実行委員会

◇三原商工会議所

◇三原臨空商工会

住所：三原市皆実4丁目8番1号

住所：三原市本郷南6丁目3番26号

FAX：0848-62-5900

FAX：0848-86-3130